

議案第60号

沼田市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例について

沼田市空家等対策の推進に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年8月27日提出

沼田市長 星 野 稔

沼田市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例

沼田市空家等対策の推進に関する条例（平成30年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 管理不全空家等 法第13条第1項に規定する管理不全空家等をいう。

第4条中「管理に」の次に「努めるとともに、市が実施する空家等に関する施策に協力するよう」を加える。

第5条第2項中「適切に管理されていない空家等」を「特定空家等又は管理不全空家等」に改める。

第6条中「第6条第1項」を「第7条第1項」に改める。

第7条第1項及び第2項中「第7条第1項」を「第8条第1項」に改める。

第9条中「第13条」を「第15条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。